

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事 務 局 長 米 山 篤 史

住宅瑕疵担保履行法に基づく基準日届出システムの利用可能範囲拡大のご案内について

標記について、国土交通省住宅局から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。
なお、詳細は別添資料（チラシ）をご参照ください。

記

1. 概 要

国土交通省では、住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）に基づく「基準日届出」について、オンラインで行政庁への届出を行うことができるシステムの運用を開始しております。

令和5年3月31日基準日時点では、対象者を地方整備局等に届出を行う事業者のうち『保険のみ』で資力確保措置を行う事業者に限定しておりましたが、これに加え、令和6年3月31日基準日より、地方整備局等に届出を行う事業者のうち、『供託のみ』、『保険・供託併用』で資力確保措置を行う事業者についてもオンライン利用が可能となりました。

2. 通知資料 （チラシ）基準日届出システム利用可能範囲拡大のご案内

3. 参考HP 国土交通省 住宅瑕疵担保履行法ポータルサイト及びチラシ

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/jigvousva/obligation.html#system>

4. 備 考

- (1) 紙媒体での届出も、従来通り可能。
- (2) 都道府県宛てに届出を行う事業者への利用拡大については、現在検討中。

5. 問合せ先 （一社）全国住宅産業協会 担当：杉原 TEL 03-3511-0611

以 上

住宅瑕疵担保履行法に基づく

基準日届出システムの利用可能範囲拡大のご案内

～オンラインで届出手続が完結できるようになります～

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）に基づく「基準日届出」については、オンラインで行政庁への届出を行うことができるシステムを是非ご利用ください。

※従来どおり、紙での届出についても受け付けます。

✓対象事業者

地方整備局等に届出を行う事業者（大臣許可・免許）

※都道府県へ届出を行う事業者（知事許可・免許）はご利用できません。

届出先	資力確保の方法		
	保険	供託	併用 (保険・供託)
地方整備局等	○	○	○ R6.3.31基準日より利用可能
都道府県	ご利用できません		

R6.3.31基準日より、地方整備局等に届出を行う事業者のうち、供託のみ、保険・供託併用で資力確保措置を行う事業者についてもご利用いただくことが可能となりました。

✓基準日届出システムURL

下記のURLから届出が可能です。

※基準日届出システムURL：<https://kashitanpo-todokede.mlit.go.jp/>

✓利用条件

システムの利用には、**gBizIDプライム**のアカウントが必要です

※アカウント取得には、一定の期間が必要です。事前の取得をおすすめします。

詳細は、下記サイトをご参照ください。

▷gBizID ホームページのURL (<https://gbiz-id.go.jp/top/>)

なお、gBizIDエントリーでは、本システムの利用ができませんのでご注意ください。

※gBizIDとは、複数の行政サービスを1つのアカウントにより利用することのできる認証システムで、デジタル庁が運用しています。gBizIDに関するお問合せは、国土交通省や地方整備局等ではお答えしかねますので、上記URLに記載のお問合せ先へお願いいたします。